

平成 3 1 年度研修実施計画

1. 研修時期

平成 3 1 年 6 月 ~ 1 1 月

※ 平成 3 1 年中の研修への参加状況等を踏まえ、平成 3 2 年 1 ~ 3 月の間に研修日程を追加する必要がある場合には、別途、委員会に諮る（「4. 研修日程の追加」参照）。

2. 研修開催地

北海道	札幌市
東北	盛岡市、仙台市
関東	さいたま市、東京都（昼間 1 回、夜間 1 回）、横浜市
中部	金沢市、名古屋市
近畿	京都市、大阪市
中国	広島市
四国	高松市
九州	福岡市、鹿児島市

計 1 4 箇所
（延べ 1 5 回）

3. 研修要領

- （1）政治資金監査に関する研修（登録時研修）
 - 午前開催、所要 3 時間程度
 - ただし、東京都会場（夜間）のみ午後開催
- （2）政治資金監査実務に関するフォローアップ研修
 - ① 再受講研修
 - 午前開催、所要 3 時間程度
 - ただし、東京都会場（夜間）のみ午後開催
 - ※再受講研修は登録時研修と同時に開催
 - ② 実務向上研修
 - 午後開催、所要 2 時間 3 0 分程度
 - ただし、東京都会場（夜間）のみ夜間開催

4. 研修日程の追加

(1) 研修日程の追加については、以下のとおり取り扱うこととする。

①集合研修

研修への参加状況等を踏まえ、必要に応じて、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市において研修日程を追加する。

②要望研修

ア 政治資金監査に関する研修（登録時研修）について、5人以上の登録政治資金監査人から、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときには、研修日程を追加する。

イ 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、登録政治資金監査人から実施の要望があった場合には、受講予定者数、実施時期、会場等を勘案し、研修日程の追加について検討する。

(2) 研修日程を追加する場合には、原則として、事前に委員会に諮るものとする。

ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告するものとする。